

## 入学時奨学金・学習奨励金支給要領

本校で実施している奨学金及び奨励金の支給は、下記の通りですので熟読の上誤りのないようにお願ひいたします。

### 1 支給方法

- (1) 銀行振込とします。
- (2) 振込先は**生徒名義の普通預金口座**を作成してください。
  - ①帯広信金本店→振込手数料無料。
  - ②上記以外の銀行・支店等→奨学金より振込手数料を引かせていただき残金を振り込みます。
- (3) 次ページの『奨学金振込口座申出書』を印刷、所定事項を記入し、通帳のコピーと共に学校へ提出してください。
- (4) 奨学金振込口座届出書の提出期限は 4月16日(木)です。
- (5) 奨学金は入学金及び入学準備金を一括して振込みます。なお、学習奨励金については別途交付いたします。

### 2 支給期日

入学金・入学準備金 5月下旬に届出の口座に振込みます。

学習奨励金 翌年の3月中を目処に届出の口座に振込みます。

※ただし、授業料等及び諸費等の納付金に滞納がある場合は支給されませんのでご留意下さい。

### 3 留意事項

#### ○資格の喪失

- ① 懲戒処分を受けるなど、本校の奨学生として好ましくない状況が生じた場合は、奨学生としての資格を取り消し、すでに支給された入学時奨学金及び学習奨励金(以下「奨学金等」という。)の返還を求める場合があります。
- ② 特進選抜・特進アスリートコース、総合コース及びアスリートコース共に受給条件の変更及び指定クラブ変更等(退部を含む)があった場合は、受給資格の喪失となりますので、奨学金等の返還を求める場合があります。  
特に、特進選抜・特進アスリートコースから他のコースに変更する場合は、入学時奨学金を返還しなければなりませんのでご留意下さい。